

# 医療法人医真会指定訪問看護ステーションみわ運営規程

## (事業の目的)

### 第1条

医療法人医真会が開設する医療法人医真会訪問看護ステーションみわ(以下「ステーション」と言う)が行う、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」と言う)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、「ステーションの看護師、その他の従業者(以下「看護師等」と言う)が要介護状態または要支援状態にある高齢者及び第2号被保険者で介護保険施行令第2条で定める特定疾病の者、及び障害者(精神、身体、難病)で主治医が指定訪問看護の必要を認めた者(以下「利用者」と言う)に対し適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

### 第2条

- 1、ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるよう援助する。
- 2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して、定期的な巡回訪問や随時の通報を受けて指定訪問看護を提供する。(提携先事業所名:定期巡回随時訪問芝の里)

## (事業所の名称等)

### 第3条

- 1、名称 医療法人医真会訪問看護ステーションみわ
- 2、所在地 奈良県桜井市大字三輪 496 番地 1

## (職員の職種、員数及び職務内容)

### 第4条

- 1、管理者 看護師 1名 (訪問看護師と兼務)  
管理者は、ステーションの看護師等の管理及び利用者の指定訪問看護の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- 2、看護師等  
看護ステーション管理者兼務と合わせ常勤換算で2.5名以上  
看護職員の他、必要に応じて理学療法士・作業療法士を若干名置く  
看護師等は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護の提供に当たる。
- 3、事務職員 1名  
必要な事務を行う。

**(営業日及び営業時間)**

**第5条**

事業者の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2) 休業日 日曜日、8月14日から15日、12月30日から1月3日まで。
- (3) 営業時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後5時15分まで  
土曜日 午前9時から午後1時まで
- (4) 電話等により、24時間連絡が可能な体制をとっている。

**(訪問看護の内容及び利用料)**

**第6条**

指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状、身体状態の観察
- (2) 清拭、洗髪による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等、日常生活の世話及びアドバイス
- (4) 褥創の予防、処置
- (5) 服薬指導及び管理
- (6) リハビリテーション
- (7) ターミナルケア
- (8) 認知症患者の看護
- (9) 療養生活や介護方法の指導
- (10) カテーテル等の管理
- (11) その他、主治医の指示による医療処置

**第7条**

- 1、医療保険で訪問看護の提供を受けたとき、利用者は医療保険法、老人保健法に定められた通りの訪問看護療養費の合計金に対して法定負担割合の額を負担する。  
介護保険での指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その法定負担割合の額とする。(※厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)
- 2、通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。  
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
  - (1) 事業所の実施地域を超える地点から、片道5キロ未満 220円
  - (2) 事業所の実施地域を超える地点から、片道概ね5キロ以上10キロ未満 320円
  - (3) 事業所の実施地域を超える地点から、片道概ね10キロ以上15キロ未満 420円

(4)事業所の実施地域を超える地点から、片道概ね 15 キロ以上 20 キロ未満 520 円

(5)事業所の実施地域を超える地点から、片道概ね 20 キロ以上 1,000 円

※ 中山間地域居に居住の利用者は交通費の徴収はしないこととする。

医療保険での指定訪問看護に要した交通費はその実費を徴収する。

(1)ステーションから片道概ね 5 キロ未満 220 円

(2)ステーションから片道概ね 5 キロ以上 10 キロ未満 320 円

(3)ステーションから片道概ね 10 キロ以上 15 キロ未満 420 円

(4)ステーションから片道概ね 15 キロ以上 20 キロ未満 520 円

(5)ステーションから片道概ね 20 キロ以上 1,000 円

3、死後の処置料は 10, 000 円(+税)とする。

4、前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

#### (通常事業の実施地域)

##### 第 8 条

通常の事業実施地域は、桜井市全域とする。(但し、大字倉橋、大字今井谷、大字横柿、大字北山、大字西口、大字多武峰、大字鹿路、大字飯盛塚、大字八井内、大字針道、大字百市、大字南音羽、大字下居、大字北音羽、大字下り尾、大字粟原を除く)

#### (緊急時における対応方法)

##### 第 9 条

- 1、看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2、営業時間外の連絡体制として、携帯電話による緊急時連絡体制を整え、主治医と連携を図るものとする。

#### (虐待防止に関する事項)

##### 第 10 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1、虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- 2、虐待防止のための指針の整備
- 3、従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4、前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

**(身体拘束の禁止)**

**第11条**

- 1、利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
- 2、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

**(業務運営について、その他事項)**

**第12条**

- 1、訪問看護ステーションは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設ける。
- 2、管理者は、円滑な業務遂行のため、医療法人医真会の会議、研修に出席する。
- 3、事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 4、従業者は業務上知り得た、利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 5、従業者であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 6、事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 8、サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 9、事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間はサービス提供の日から5年間とする。
- 10、この規程に定める事項以外は医療法人医真会の会議で決定する。

**附則**

- 1、この規程は平成12年4月1日から施行する。
- 2、平成18年4月1日、介護保険法の改正と事業所独自の見直しにより、以下の条文の改正を行い、平成18年10月1日より施行する。  
第1条、第4条、第5条、第6条、第7条の1、2

- 3、平成19年9月1日、事業所独自の見直しにより以下の条文の改正を行い、平成19年10月1日より施行する。  
第4条の(1)、(2)
- 4、平成21年4月、介護保険改正による事業所の見直しにより以下の条文の改正を行い、平成21年4月1日より施行する。  
第5条の(3)  
第7条の1、2(※行の追加)  
第8条
- 5、平成25年6月26日、以下の条文の改正を行う。  
第7条の2(\_\_\_\_\_行の追加)
- 6、平成26年4月1日、以下の条文の改正を行う。  
第7条の2(\_\_\_\_\_行の交通費変更)
- 7、令和4年7月28日、事業所の方針見直しにより以下の条文の改正を行い、令和4年9月1日より施行する。  
第2条の3。(※行の追加)
- 8、令和5年6月29日、以下の条文の改正を行い、施行する。  
第10条の追加  
第11条の3、6、7、8、9の追加
- 9、令和5年6月29日、以下の条文の改正を行い、施行する。  
第7条の2(\_\_\_\_\_行の交通費変更)
- 10、令和5年7月6日、以下の条文に文言を追加。  
第1条
- 11、令和6年3月31日、以下の条文の改正を行う。  
第11条を第12条に変更  
第11条の追加
- 12、令和6年12月2日、以下の条文の改正を行い、施行する。  
第5条の(2)一部文言(国民の祝日)を削除  
第5条の(3)営業時間 月曜日から金曜日の時間変更